

# さぬき水田営農だより

## 平成25年度産地資金の内容が確定しました!

「産地資金」の用途について、地域の意向や香川県農業再生協議会の意見を踏まえ、国と協議を進めてきました。この度、内容が確定したのでお知らせします。

### ＜本県における産地資金の活用方法の考え方＞

- 主な活用方法は、地域の実情や意向を踏まえつつ、県域で設定
  - ①生産調整の円滑な推進
  - ②担い手の経営安定による水田農業の維持・発展
  - ③「さぬきうどん」等の原料となる「麦類」の生産振興
  - ④政府備蓄米の確実な生産
  - ⑤本県の主要な園芸作物の重点的な生産振興
- 地域特産物の生産に配慮し、資金枠の一部を地域へ配分
- 交付対象者や交付単価等については、次頁をご覧ください**



産地資金は、平成25年度に収穫された対象作物で、販売目的で生産した場合、その作付面積に応じて国から直接交付されます。すでに作付・収穫が終了している作物もありますが、これから作付可能な作物について、是非活用をご検討ください。

### お知らせ 農業者戸別所得補償制度の平成24年度の支払実績

各地域農業再生協議会が手続きを支援している農業者戸別所得補償制度交付金支払実績が公表され、平成24年度の支払実績は、ほぼ23年度並みとなりました。

	米の所得補償		水田活用の 所得補償 (産地資金を 含む)	畑作物の 所得補償	加算 措置	合計
	定額部分	変動補填				
平成24年度	16.6億円	交付なし	9.4億円	7.3億円	0.2億円	33.6億円*
平成23年度	16.5億円	交付なし	9.5億円	7.7億円	0.1億円	33.8億円

※合計が一致していないのは、四捨五入によるものです

25年度は、経営所得安定対策に名称変更して実施していますが、適正な交付金支払のため、**対象作物の変更や対象面積の修正等がありましたら、最寄りの地域協議会までお知らせください。**

# 産地資金の助成対象者、助成対象面積等

## 備蓄米生産助成 備蓄米の生産に対して、米の直接支払交付金相当額を助成

- 【助成対象者】 備蓄米を生産し、売渡人(JA)へ出荷する米の生産調整実施者
- 【助成対象面積】 契約数量からの換算面積(「買入対象米穀生産者等別内訳書」の換算面積)
- 【助成単価】 15,000円/10a
- 【留意点】 備蓄米の売渡人(JA)に出荷すること

## 新規需要米生産加算 新規需要米の取組面積に対して加算

- 【加算対象者】 新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)を生産する販売農家、集落営農
- 【加算対象面積】 新規需要米取組計画書に基づいて作付けされた水稻作付面積
- 【加算単価】 12,000円/10a
- 【留意点】 需要者等に売り渡され、又は自家利用計画に基づいて利用されていること。右表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのいずれか1つ以上に取り組む必要があります。

### 新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

専用品種の利用	直播栽培
田植え同時防除	側条施肥の実施
高度施肥管理(生育診断に基づく追肥施用等)	
共同乾燥調製施設の利用	

## 麦担い手集積加算 担い手(集落営農、認定農業者)が集積(自作地を含む)した麦作付面積に対して加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する集落営農、認定農業者
- 【加算対象面積】 平成25年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付面積(ただし、種子麦は水田のみ)
- 【加算単価】 3,000円/10a(集落営農組織(任意組織)、認定農業者)  
5,000円/10a(上記対象者で法人格を有する場合)
- 【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び下表に掲げる生産性向上のための技術等メニューの1つ以上に取り組む必要があります。

## 麦作拡大加算

### 新規に麦を作付拡大した面積に対して加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する販売農家、集落営農
- 【加算対象面積】 平成24年産から25年産の麦類の水田、畑における作付拡大面積(ただし、種子麦は水田のみ)
- 【加算単価】 11,000円/10a
- 【留意点】 畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、農業共済に加入していること及び右表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのいずれか1つ以上に取り組む必要があります。

### 麦の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

土地利用集積	加算対象者が自ら作業している作付面積の合計が50a超であること
土壌改良	堆肥の導入・活用を含む
耕うん同時施肥播種栽培	
高度施肥管理	生育診断に基づく追肥の施用等
営農排水対策等	事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど
共同乾燥調製施設の利用	

## 大豆担い手集積加算

担い手(集落営農、認定農業者)が集積(自作地を含む)した大豆作付面積に対して加算

- 【加算対象者】 販売目的で大豆を生産する集落営農、認定農業者
- 【加算対象面積】 平成25年産の白・黒大豆(表作のみ)の水田・畑における作付面積(ただし、黒大豆は水田のみ)
- 【加算単価】 3,000円/10a
- 【留意点】 同一農地で麦担い手集積加算の対象となる麦類と重複した場合は、それぞれに交付されます。  
畑(これまで種々の助成金の助成対象外であった田を含む)の場合、**農業共済に加入していること及び右表に掲げる生産性向上のための技術等メニューの1つ以上に取り組む必要**があります。

大豆の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

中耕培土の2回以上の実施

汎用型コンバイン又はバインダーの利用

耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施

子実等水分測定による適期収穫の実施

畝間灌水の実施

病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施

無人ヘリコプターによる防除の実施

## 主要園芸品目助成(野菜)

主要な園芸品目(野菜の産出額上位9品目)の作付面積に対して助成

- 【助成対象者】 販売目的で対象品目のいずれかを生産する販売農家・集落営農
- 【助成対象面積】 平成25年産の対象品目(表作のみ)の水田における作付面積
- 【助成対象作物及び単価】

対象園芸(野菜)品目	助成単価
レタス、ブロッコリー、アスパラガス	15,000円/10a
青ネギ、イチゴ、キュウリ	13,000円/10a
トマト	10,000円/10a
ニンニク	8,000円/10a
タマネギ	5,000円/10a



- 【留意点】 同一ほ場で同一又は別の対象作物が**2回以上作付けされる場合は、1回限りの交付**とします。

## 地域特産物助成等

各地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積に対して助成

詳細は、各地域協議会へご確認ください。

### 産地資金に関するお問い合わせ先

香川県 農政水産部 農業生産流通課 農産グループ  
TEL087-832-3418

※交付要件等については、主な内容を記載していますので、詳細は上記又は農業改良普及センター、地域協議会にお問い合わせください。

### 留意事項

- ①交付対象となるのは、平成25年度に収穫された対象作物で、販売目的で生産された場合です。26年度に収穫されるもの及び自家消費の作物は対象となりません。
- ②作物ごとの作付実績により、**資金枠が不足した場合、単価が減額される場合があります。**

# 農地の集積を進める支援策

## ～地域ぐるみで話し合おう～

### 1 受け手に対する支援(規模拡大交付金)

農地の面的集積とともに、長期の利用権設定を促進することにより、安定した農地の利用を支援します。



**[交付単価]**

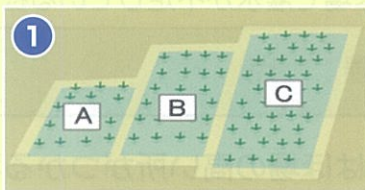
**2万円 / 10a**

**[交付対象者]**

- 農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業により、6年以上の利用権の設定により、**農地を面的に集積する者**
- 経営所得安定対策の加入者(同対策の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を栽培する農地については、同対策への加入・非加入は問わない)

### 規模拡大交付金における面的集積の要件

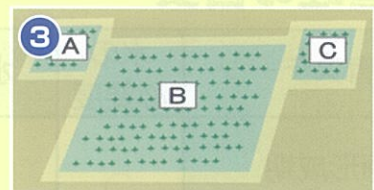
農地の面的集積とは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、次のいずれかに該当する場合をいいます。



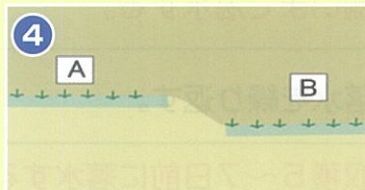
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの



2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ 既経営農地から離れていても、新たに利用権を設定する農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。

### 特認要件

上記のほか、「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合や地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるものは、面的集積とみなされます。

### 集落営農組織を対象とした「農地集積促進事業」もあります!

集落営農組織の設立時及び規模拡大時に集積した農地面積(利用権設定または特定作業受託、契約期間3年以上)に対して農地集積促進費を交付します。

**交付単価: 1万円 / 10a**(規模拡大交付金の対象農地は除きます)

※ただし、県1/2、市町1/2、市町が事業を実施しない場合、県のみ交付(5千円/10a)

- ① 新規組織設立型: 集落営農組織として経営を開始する時点で集積した農地面積に応じ交付〔上限交付対象面積: 15ha〕
- ② 経営規模拡大型: 既存の集落営農組織が規模拡大し、集積した農地面積に応じ交付〔上限交付対象面積: 5ha〕※ただし、事業実施年度に1ha以上拡大することが要件



## ② 出し手に対する支援(農地集積協力金)

農地集積が加速化するように、農地の出し手に協力金を交付します。



### 【交付の要件】

- ① 交付対象地域は「人・農地プラン」を作成した地域です。
- ② 農地の出し手は平成24年度又は平成25年度に農産物の生産・販売実績がある者。  
(昨年度までの戸別所得補償制度加入者の要件はなくなりました。)
- ③ 農地の出し手は、農地の貸付について地域の農地利用集積円滑化団体又は香川県農業振興公社に10年以上を委任期間として、相手先を指定しない委任をしていること。
- ④ 農地の出し手が、③の委任の1年以上前から、所有権等に基づき、自ら耕作していること。(相続人は除く)
- ⑤ 農地を受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること。
- ⑥ 樹園地、野菜畑等についても対象拡大。

### ① 経営転換協力金

【貸付等を行う面積】 【交付単価】

0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超 2.0ha以下	:50万円/戸
2.0ha超	:70万円/戸

### 【交付対象者】

経営転換やリタイア、農地の相続を契機として、原則、すべての自作地(他の者に利用権設定をしている農地を除く)を中心経営体への農地集積に協力する農地の所有者。

遊休農地の所有者は、対象になりません。(ただし、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、対象になります。)

### ② 分散錯圃解消協力金

【交付単価】

5千円/10a

### 【交付対象者】

中心経営体の農地の連坦化に協力する農地の所有者又はその世帯員等。

- ・中心経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者。
- ・中心経営体が耕作する農地に隣接する農地を

## 人・農地プランを作成していますか？

人・農地プランとは、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体(新規就農者、集落営農組織など)を定めて、その中心経営体への農地集積、今後の地域農業のあり方等を記載したものです。

農地集積の出し手に対する支援策を受けるためには、集落・地域レベルでの人・農地プランを作成する必要があります。未作成の場合は早めの作成をお願いします。

支援策を受けるには、一定の要件があります。詳細な内容については、最寄りの市町農業主務課又は香川県農政水産部農業経営課農地活用グループ(電話087-832-3408)までお問い合わせください。

# 「ヒノヒカリ」の今後の水管理

6月中下旬に田植えをした「ヒノヒカリ」は、8月に入ると、幼穂形成を始めます。この時期は、収量、品質、食味が決まる大切な時期です。稲の生育に応じた水管理を行い、品質、食味ともに最適な状態に育てましょう。

## 水管理の注意

中干し期間が長すぎたり、中干しの程度が強すぎると、収量低下や品質不良の原因になります。

地域の栽培しおりに準じた水管理を心がけ、中干し終了時期は、決して遅らせないようにしましょう。

中干し後は間断灌水で根の活力を保ち、穂ばらみ期から出穂開花期ごろまでは湛水します。

乳熟期以降は間断灌水とし、できる限り収穫直前まで土壌中の水分を保ちます。



出穂直前のほ場で灌水が不足している様子

## 水管理の目安

生育ステージ	水の必要度	水 管 理	要 点
幼穂形成期 ～穂ばらみ期	○	間断灌水	中干し終了後、最初はほ場の高い所がつかれる程度入水し、徐々に灌水と落水を繰り返す。
出穂開花期	◎	湛 水	穂ばらみ期以降、穂揃いまで湛水する。
乳 熟 期	○	間断灌水	穂揃い後は、灌水と落水を繰り返す。
黄 熟 期	○	間断灌水→落水	間断灌水を継続し、収穫5～7日前に落水する。落水が早いと登熟不良の原因となるので、できるだけ遅い方がよい。落水後も乾きすぎる場合は走水を行う。
成 熟 期	×	落 水	機械収穫作業に支障がない程度の土壌水分とする。

水の必要度 ◎;最も必要、○;ある程度必要、△;あまり必要がない、×;必要ない。

8月20日火  
締切

## 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

県内生産者の麦等の作付面積、出荷量を拡大するために必要な農業機械(機器)の導入を助成する事業です。公募は今回1回のみ。農業機械(機器)の装備強化で、実需者から求められている県オリジナル小麦「さめきの夢2009」を生産拡大し、経営改善につなげませんか。詳しくは香川県農業再生協議会ホームページ(HPアドレス <http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>)又はお問い合わせ先まで。

### ●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課  
香川県農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503  
TEL:087-832-3418